



工業用水の受水圧力の低下に伴うご契約者様における今後の対応について(お願い)

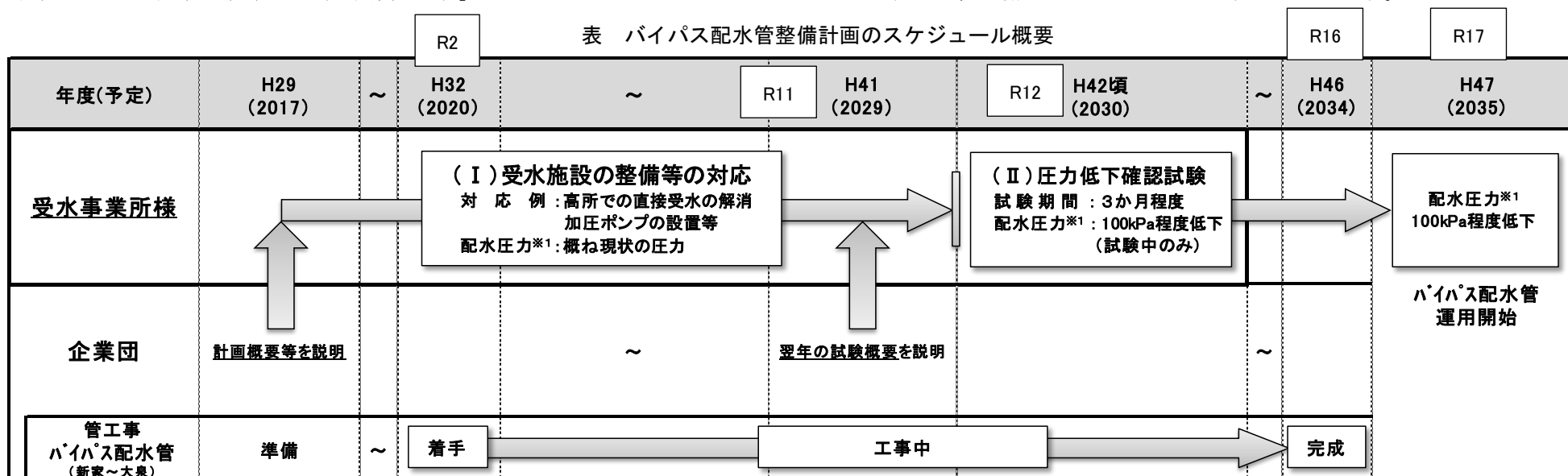
当企業団の長期的な施設整備について定めた「工業用水道事業施設整備マスタープラン」において、バイパス配水管の整備を下表のとおり計画しています(整備計画とこれまでの経緯は別紙をご覧ください)。バイパス配水管完成後は配水圧力を下げて配水するため、一部の受水事業所様において利用が困難になる可能性があります。このため、次により対応をお願いいたします。

令和 11 (2029) 年までに、「配水管末」において、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例で定める圧力 49kPa で利用できるよう受水施設の整備等のご対応をお願いいたします。

(対応例) 高所での直接受水の解消、加圧ポンプの設置等

※ブースターポンプを設置する場合は、事前に企業長の許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

なお、圧力を下げて配水しても全ての受水事業所様が確実に受水できることを確認するため、令和 12 (2030) 年(バイパス配水管運用開始の概ね 5 年前)を目途に表中「(Ⅱ) 圧力低下確認試験」を実施させていただき予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



※1) 企業団圧力監視ポイントにおける配水圧力であり、平成28年度の圧力低下確認試験の開始前の圧力(約350kPa)を基準とした場合です。

なお、受水事業所様の受水点において企業団の給水条例で定めている水圧基準である49kPaを下回ることはありません。

